

証券コード 2204
平成30年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目26番13号

株式会社 **中 村 屋**

代表取締役社長 鈴木 達也

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内） 3階コスモスホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第97期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎紙資源の削減のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakamura.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 事業の状況

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に企業収益が改善するなど、緩やかな成長を持続しました。一方で、実質賃金は伸び悩み、個人消費は力強さに欠くなど、景気回復を実感するには至らない状況が続きました。

菓子・食品業界におきましては、お客様の低価格ニーズが継続する中で、嗜好の多様化による商品ライフサイクルの短命化、ネット通販市場の急成長など、市場変化のスピードはさらに高まりました。また、人手不足による人件費の高騰や物流コストの上昇などが顕在化し、企業収益を圧迫する厳しい環境となりました。

このような環境の中、当中村屋グループは3ヵ年の中期経営計画「中期経営計画2015-2017」の最終年度を迎え、中期ビジョン「事業構造改革による現状打破を実行し、収益体質の強化と成長軌道への転換を図る」を実現するため、各事業・機能部門の相互連携のもと、目標の達成に向けた取組みを実行しました。

具体的には、当社の主力商品である中華まんの生産能力を増強し、増産体制を確立することで生産の効率化を図ること、そして、お客様へより安全・安心で付加価値のある商品を提供することを目的に、昨年9月に取得した埼玉県入間市の用地において新工場の建設に着手しました。さらに、基幹商品の強化と合わせて全社横断的なプロジェクトを立ち上げ、テーマごとに新商品開発に取り組むとともに、百貨店・量販店・駅ナカ販路などへ新ショップを展開し、売上高の拡大に取り組みました。

また、純印度式カレー、月餅、中華まんがそれぞれ発売90周年を迎えたことを記念し、全社を挙げて様々なイベントやキャンペーンを行いました。

以上のような経過の中で、当連結会計年度における売上高は、前期に賃貸ビルを売却し、当期に不採算店整理を行った減収要因もあり、41,358百万円 前年同期に対し543百万円、1.3%の減収となりました。

利益面につきましては、売上高減少に加えて、生産コスト等の上昇が利益を圧迫し、営業利益は837百万円 前年同期に対し599百万円、41.7%の減益、経常利益は973百万円 前年同期に対し616百万円、38.8%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は、730百万円 前期の固定資産売却益が大きく、前年同期に対し3,123百万円、81.1%の減益となりました。

連結売上高	41,358百万円	(前期比	543百万円減	1.3%減)
連結営業利益	837百万円	(前期比	599百万円減	41.7%減)
連結経常利益	973百万円	(前期比	616百万円減	38.8%減)
親会社株主に帰属する 当期純利益	730百万円	(前期比	3,123百万円減	81.1%減)

以下、事業別状況をご報告申し上げます。

(菓子事業)

菓子事業におきましては、新・改良商品の発売、新規ブランドの開発を積極的に進め、売上高拡大に取り組みました。合わせて、販売不振商品、不採算店舗の整理を推進し、収益改善に取り組みました。

菓子類では、月餅発売90周年記念セールを実施し、限定商品・限定パッケージを販売しました。また、「うすあわせ」「あんまかろん」「花の色よせ」「こがねはずみ」など主力商品の改良に取り組みました。新商品では、2種類のチーズをブレンドした生地に果肉の入った生地を重ねてしっとり焼き上げた「スイートチーズクーヘン」を発売しました。その他、「カレーあられ5袋入」「どら焼 栗あん」「安納芋大福」や、イベント対応としてX'mas向け商品「ホワイトぱいショコラン」、バレンタイン向け商品「チョコレートブラウニー」を新発売し、品揃えの強化を図りました。量販店販路に向けては、ブルーベリーやラズベリーなどのベリー類を素材としたカジュアルギフトの新ブランド「ネオベリー」を展開しました。

夏のデザート類では、量販店販路で先行発売した「いざよひ涼菓」が好調に推移しました。

土産販路では、レトロモダンでおしゃれな洋菓子土産をコンセプトとした新ブランド「東京ガトーフのほづ堂」を大丸東京店に催事出店し、好評を得ました。

新宿中村屋ビル地下1階「スイーツ&デリカBonna新宿中村屋」では、商品の改良などを行うとともに、ご要望の高かったイートインスペースを拡充しました。

中華まん類では、新商品の開発と主力商品の改良を行い、商品力の強化を図りました。また、中華まんが発売90周年を迎えたことを記念して、「中華まん発売90th」のロゴをパッケージに記載した商品を販売し、認知度の向上に努めました。百貨店・駅ビル販路では、定番の「天成肉饅」「天成餡饅」の改良を行い、「天成肉饅」は肉の旨みを向上させ、「天成餡饅」は生地をよりしっとり口どけよくしました。量販店販路では、「肉まん」「あんまん」「ピザまん」の生地や具材を改良しました。コンビニエンスストア販路では、主力商品「肉まん」「あんまん」などを改良したほか、明太子・お餅・チーズといった人気の具材を組み合わせた「明太もちチーズまん」や3種類のチーズと旨みのあるベーコンを使用し、ブラックペッパーで味にアクセントを加えた「とろ〜り濃厚チーズ&ベーコンまん」を新発売しました。

以上のような営業施策を展開した結果、中華まん類が売上を伸ばし、菓子事業全体の売上高は増収となりました。

(食品事業)

食品事業におきましては、次の通り事業の拡大に向けた活動を展開しました。

市販食品事業では、主力の「インドカレー」シリーズを中心に純印度式カレー発売90周年記念感謝キャンペーンを展開しました。昨年度発売した「純欧風ビーフカレー」は引き続き好調に推移しました。また、「本格四川シリーズ」では「本格四川麻婆豆腐」の注目度が高まり、大幅に売上を伸ばしました。販路拡大に向けては、コンビニエンスストア向けカレー、宅配業態向け商品の提案を強化しました。

業務用食品事業では、ファミリーレストラン、カフェ、ファストフード、給食業態に向けてカレーソース、スープ、パスタソースなどの提案を積極的に行いました。また、夏場のカレー需要に向けて新規のカレーアイテムを提案するなど、OEM商品の供給拡大に取り組みました。

直営レストラン業態では、徹底したおいしさの追求と最善のサービスの提供を実践し、お客様満足の向上

に努めました。また、トレンドを取り入れたグランドメニューや季節感あるフェアメニューを打ち出し、お客様の利用の促進を図りました。一方で、不採算店舗の閉鎖を進め、収益の改善に努めました。

新宿中村屋ビル地下2階「レストラン&カフェManna新宿中村屋」では、SNSと連動させ展開した純印度式カレー発売90周年キャンペーンを通じて、新たなファンの獲得に取り組みました。8階「カジュアルダイニングGranna新宿中村屋」では、純印度式カレーに使用する中村屋指定飼育鶏をオリジナルのスパイスで味付けしたローストチキンに仕立て、新メニューとして発売しました。また、様々なシーンでご利用いただけるよう一部店内を改装しました。

以上のような積極的な営業活動を行いましたが、食品事業全体の売上高は減収となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、商業ビル「新宿中村屋ビル」において、快適で賑わいのある商業空間を提供することで満室稼働を維持しました。しかしながら、昨年1月に保有資産の効率的運用を図るため賃貸オフィスビル「笹塚NAビル」を売却したことにより、売上高は減収となりました。

(その他事業)

スポーツ事業におきましては、顧客ニーズに応じた多様なメニュー開発・導入を行い、運営の安定化に取り組みました。また、小型フィットネスジム「NAスポーツクラブA-1 EXPRESS」の事業展開を積極的に進め、会員数を順調に伸ばしました。

以上の結果、売上高は増収となりました。

(注) 当第97期より、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「菓子事業」「食品事業」「飲食事業」「不動産賃貸事業」「その他事業」から「菓子事業」「食品事業」「不動産賃貸事業」「その他事業」に変更しております。

事業区分別売上高

事業区分	第 96 期 (平成29年 3 月期)	第 97 期 (当期) (平成30年 3 月期)	前期比増減	前 期 比
菓 子 事 業	29,847 ^{百万円}	30,521 ^{百万円}	674 ^{百万円}	2.3%
食 品 事 業	9,963	9,266	△697	△7.0
不 動 産 賃 貸 事 業	1,159	578	△580	△50.1
そ の 他 事 業	932	992	60	6.5
合 計	41,901	41,358	△543	△1.3

イ. 設備投資の状況

当期中における設備投資は、次のとおりであります。

- (ア) 当期中に完成した主要設備
生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資はありません。
- (イ) 当期継続中の主要設備の新設、拡充
当社 武蔵工場（菓子事業） 中華まん生産設備の新設
- (ウ) 重要な固定資産の売却、撤去、減失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または減失はありません。

ウ. 資金調達の状況

当期の所要資金は、すべて自己資金によって充当し、外部からの資金調達は行っておりません。

エ. 対処すべき課題

今後の国内経済は、緩やかな拡大傾向を基調に成長が持続するものと見込まれます。しかしながら、海外経済の不確実性や実質所得の伸び悩みによる消費意欲の減退など、先行きには懸念材料も見受けられ、加えて、少子高齢化による国内総需要の縮小、労働力人口の減少などが加速することから経営環境はより厳しくなるものと予測されます。

このような環境の中でも当中村屋グループが持続的成長を果たしていくためには、労働生産性の向上と新規成長市場への挑戦により企業価値を高めることが必須と考えます。その実現に向けて、5つの経営方針「お客様第一主義」「人間性の尊重」「独創性の発揮」「良品廉価」「経営の効率化」のもと、新たな中期ビジョン『「ものづくり力」「働く人の成長支援」強化による経営基盤の再構築を進めながら、『おいしさ』の提供を通じて新たな成長へ挑戦する企業を目指す』を策定しました。また、2018年度方針を「生産性の向上」とし、行動指針「Change ～私が変わる、会社を変える、変え続ける～」を新たに掲げ、事業構造改革による企業基盤の整備と強化に引き続き取り組みます。

具体的には、「おいしさ」を安全・安心・効率的にお客様にお届けするための体制を強化し、より付加価値のある商品づくりに努めます。また、収益拡大のため、当社の強みを活かした既存販路の深耕と新商品開発・新規販路開拓と合わせて、環境変化に適応した新しいビジネスの開発に取り組みます。生産機能面では、埼玉県入間市に建設中の武威工場の竣工・稼動により増産体制を確立させることで、中華まんビジネスの競争力強化を図ります。同時に、事業の成長戦略に沿った生産再編を推進させ、収益体質の改善や組織・機能の効率化を進め、成長に向けた戦略・施策の実行の迅速化を図ります。さらに、ワークライフバランスを踏まえた働き方改革や意識改革、制度改革を推進することで、企業活動の基盤となる人材の育成に取り組み、働く人と企業がともに成長・挑戦できる企業風土の醸成を進めます。

これらの取り組みを通じて、経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」の具現化を目指し、企業としての社会的責任を果たしていきます。

株主の皆様におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 94 期 (平成27年 3月期)	第 95 期 (平成28年 3月期)	第 96 期 (平成29年 3月期)	第97期(当期) (平成30年 3月期)
売 上 高	41,592 ^{百万円}	41,368	41,901	41,358
経 常 利 益	935 ^{百万円}	1,251	1,589	973
親会社株主に帰属する当期純利益	440 ^{百万円}	743	3,852	730
1株当たり当期純利益	7.45 ^円	12.55	649.84	122.74
純 資 産 額	23,315 ^{百万円}	21,821	25,735	26,226
1株当たり純資産額	394.27 ^円	368.40	4,338.30	4,398.59
総 資 産 額	39,767 ^{百万円}	40,178	43,158	43,643

(注) 1.過年度の決算において、会計上の誤謬が判明したため、第94期については、誤謬訂正後の数値（下線部分）を記載しております。

2.第96期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額につきましては、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

ア. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エヌエーシーシステム	10 ^{百万円}	100.0 %	スポーツクラブの経営、駐車場等の管理および保険代理業

連結子会社は上記1社であり、持分法適用会社はありません。

当期の業績の状況につきましては、前記(1) 事業の経過およびその成果に記載のとおりです。

イ. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

事業区分 (当期売上高構成比)	主要な商品・事業内容
菓子事業 (73.8%)	中華まん、和焼菓子、米菓、パックデザート（水ようかん、ゼリー等）、パン類、その他和菓子、その他洋菓子
食品事業 (22.4%)	市販食品（レトルトカレー、中華ソース等）、業務用食材（カレー、パスタソース等）、南欧風料理店、インドカレー料理店、洋食店
不動産賃貸事業 (1.4%)	商業ビル賃貸
その他事業 (2.4%)	スポーツクラブの経営、保険代理業

(5) 主要な営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
①当社			
本社	東京都新宿区	中央営業所	東京都渋谷区
東京事業所	東京都渋谷区	東営業所	千葉県野田市
研究開発室	神奈川県海老名市	南営業所	神奈川県海老名市
神奈川工場	神奈川県海老名市	北営業所	埼玉県北本市
食品工場	神奈川県海老名市	札幌営業所	北海道札幌市
埼玉工場	埼玉県久喜市	名古屋営業所	愛知県名古屋市
つくば工場	茨城県牛久市	大阪営業所	兵庫県伊丹市
		福岡営業所	福岡県福岡市
②株式会社エヌエーシステム			
本社・事業所	東京都渋谷区	—	—

(6) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
菓子事業	548 ^名	29 ^名
食品事業	142	△33
不動産賃貸事業	2	-
その他事業	15	2
全社共通	115	△2
合計	822	△4

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均918名おります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,000 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	500
株式会社りそな銀行	400
株式会社三井住友銀行	400

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に社名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,904,400株
 (2) 発行済株式の総数 5,976,205株
 (3) 株 主 数 9,694名 (前期末比372名増加)
 (4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村屋取引先持株会	597 ^{千株}	10.0%
株式会社みずほ銀行	291	4.9
三井不動産株式会社	180	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	179	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	144	2.4
日本製粉株式会社	130	2.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	115	1.9
日東富士製粉株式会社	111	1.9
豊通食料株式会社	110	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	98	1.6

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (13,942株) を控除して計算しております。
 2. 当社の福利厚生充実を図ることを目的として導入した「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」は平成30年1月15日に終了いたしました。
 3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に社名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 達也	経営企画部門担当
取締役兼常務執行役員	佐良土 理文	生産部門担当
取締役兼執行役員	伊賀 義晃	FF事業部統括部長
取 締 役	中山 弘子	小田急電鉄株式会社取締役 (非常勤) 特別区人事委員会委員長
取 締 役	山本 光介	
常 勤 監 査 役	本間 忠男	
常 勤 監 査 役	二本松 壽	
監 査 役	原 秋彦	弁護士 盟和産業株式会社取締役 (非常勤)
監 査 役	藤本 聡	ファーストコーポレーション株式会社取締役 (非常勤) 安田倉庫株式会社監査役 (非常勤)

- (注) 1. 取締役中山弘子、山本光介の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
4. 取締役山本光介氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
5. 監査役原 秋彦氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
6. 監査役藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
7. 当期中に新たに就任した取締役
平成29年6月29日付
取締役兼執行役員 伊賀 義晃
取 締 役 山本 光介
8. 当期中に新たに就任した監査役
平成29年6月29日付
常 勤 監 査 役 二本松 壽
監 査 役 藤本 聡
9. 当期中に退任した取締役
平成29年6月29日付
取締役兼専務執行役員 小林 政志
取締役兼専務執行役員 小林 恒壽
取締役兼常務執行役員 二本松 壽
取締役相談役 染谷 省三
取 締 役 荒井 英夫
10. 当期中に退任した監査役
平成29年6月29日付 辞任
常 勤 監 査 役 吉岡 修一
監 査 役 山本 光介
11. 当期中の地位の異動 () 内は従前
平成29年6月29日付
取締役兼常務執行役員 (取締役兼執行役員) 佐良土 理文
12. 取締役中山弘子、山本光介の両氏および監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

＜ 参 考 ＞ 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(平成30年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当 また は 主 な 職 業
執 行 役 員	小田川 聡	品質保証・研究開発部門統括部長兼全社業務特命担当
執 行 役 員	大 野 正 美	総務・広報部門統括部長兼内部監査室長
執 行 役 員	鈴 木 克 司	経理・情報部門統括部長兼全社業務特命担当
執 行 役 員	鍵 山 敏 彦	菓子事業部統括部長
執 行 役 員	島 田 裕 之	食品事業部統括部長
執 行 役 員	今 井 浩	人事部門統括部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	10名	199,423千円	
監査役	6名	45,760千円	
合 計	16名	245,183千円	(うち社外役員5名 21,245千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 監査役の報酬等の額には、平成29年6月29日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 3. 取締役の報酬等の額には、平成18年6月29日開催の第85回定時株主総会において決議された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に基づき、平成29年6月29日をもって退任した取締役3名の退職慰労金49百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

- (ア) 取締役中山弘子氏は小田急電鉄株式会社の取締役、特別区人事委員会委員長を兼任しておりますが、両兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。
 (イ) 監査役原 秋彦氏は盟和産業株式会社の取締役を兼任しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。
 (ウ) 監査役藤本 聡氏はファーストコーポレーション株式会社の取締役、安田倉庫株式会社の監査役を兼任しておりますが、両兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

イ. 社外役員の主な活動状況

社外取締役 (非常勤)	中 山 弘 子	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (非常勤)	山 本 光 介	社外取締役に就任する以前に、社外監査役として取締役会3回および監査役会4回すべてに出席し、また、社外取締役就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	原 秋 彦	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	藤 本 聡	社外監査役就任後開催の取締役会10回のうち9回に出席し、また、社外監査役就任後開催の監査役会10回のうち9回に出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ウ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

至誠清新監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34,500千円

イ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役会」において内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底する。

イ. 「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する体制を構築する。

ウ. 各個別法に対応した規程・マニュアルを整備する。また、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

エ. 内部通報制度として、「中村屋グループヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、それにより内部統制システムの強化を図る。

オ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理する。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 「危機管理基本規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

イ. 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

ウ. 当社グループは、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために品質監査体制において、AIB国際検査統合基準に基づいた食品安全管理システムを活用する。

エ. 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画を策定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 執行役員制度をより一層充実させ、事業部ごとの責任を明確化する。その上で経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

イ. 「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、「執行役員会」を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図る。

ウ. 代表取締役社長、取締役兼常務執行役員、取締役兼執行役員で構成する「経営会議」の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

(5) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 「グループ会社管理規程」に基づき、担当者を配置する。当該規程に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築する。

イ. 「危機管理基本規程」を策定し、それに基づきリスク管理の推進をグループ全体で行い、認識されるリスクを把握し、適切に管理していく。

ウ. 子会社の経営の自主性・独立性を尊重しつつ、「稟議規程」に基づき、決裁基準等を明確化し、子会社の業務執行の適正化および効率化を図る。

エ. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査役の職務を補助する組織を設置し、その構成員（「監査役スタッフ」と呼称する。）をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。

- イ. 監査役スタッフの人事等については、監査役との事前協議を行う。
- ウ. 監査役スタッフは、監査に関する取締役等の指揮命令を受けない。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 内部監査人が内部監査に関する状況を定期的に監査役に報告する体制を構築する。
- イ. 下記事項があるときは取締役、執行役員、内部監査人は監査役に報告する。
 - (ア) 会社に重大な損失を及ぼす恐れのある事象の発生。
 - (イ) 違法または不正行為の発見。
- ウ. 当社グループの内部通報制度の運用により、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- エ. 当社グループの内部通報制度の運用により、監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は監査役に報告する。

なお、当該通報者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。
- オ. 子会社の取締役・監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告する。

(9) その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は「執行役員会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」等に出席するとともに、必要に応じて担当役員にその説明を求めることができる。
- イ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築する。
- ウ. 代表取締役社長は監査役および会計監査人と定期的な意見交換を行う。
- エ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合、その費用等が監査役職務の執行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、担当部署においてこれを処理する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」を年8回、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を年3回実施し、規程の策定・運用状況の確認等を行うとともに、「中村屋グループ行動規範」や内部通報制度の理解度等の調査・確認を行いました。また、階層を指定し、年1回コンプライアンスに関するe-ラーニング研修を実施するとともに、年4回法改正や法令違反事例等の情報配信を行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録および計算書類等については、法令に則り、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、総務・法務部にて保管・管理しております。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」を通じて、「危機管理基本規程」を策定するとともに、営業秘密等の情報管理の状況の確認を行いました。地震災害に関する事業継続計画については、文書管理、訓練、課題抽出、事前対策の切り口で継続的に改善・管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会」は、社外取締役2名を含む5名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。「取締役会」は13回開催し、重要案件の決定や業績報告が行われております。常勤の取締役で構成する「経営会議」は10回開催し、重要案件を審議しております。「執行役員会」は原則週1回開催し、業務執行課題等を審議・報告するとともに、情報の共有化を図っております。

(5) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「執行役員会」において、原則月1回グループ会社社長から業績報告を受けるとともに必要に応じて助言等を行っております。また、重要案件については「稟議規程」に基づき、審議・報告しております。当社グループとして、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」を通じて、その運用状況の有効性を評価しております。

(6) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役へは、決算報告および「コンプライアンス・リスク管理担当者委員会」等の内容については、定期的に担当役員および担当者より報告を行うとともに、監査役は、「執行役員会」、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に出席し、必要に応じ、担当役員に説明を求めています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の「取締役会」や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の「取締役会」が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 中期的な会社の経営戦略

当中村屋グループが厳しい環境の中でも持続的成長を果たしていくためには、労働生産性の向上と新規成長市場への挑戦により企業価値を高めることが必須と考えます。その実現に向けて、5つの経営方針「お客様第一主義」「人間性の尊重」「独創性の発揮」「良品廉価」「経営の効率化」のもと、新たな中期ビジョン「『ものづくり力』『働く人の成長支援』強化による経営基盤の再構築を進めながら、『おいしさ』の提供を通じて新たな成長へ挑戦する企業を目指す」を策定しました。また、2018年度方針を「生産性の向上」とし、行動指針「Change ～私が変わる、会社を変える、変え続ける～」を新たに掲げ、事業構造改革による企業基盤の整備と強化に引き続き取り組みます。

具体的には、「おいしさ」を安全・安心・効率的にお客様にお届けするための体制を強化し、より付加価値のある商品づくりに努めます。また、収益拡大のため、当社の強みを活かした既存販路の深耕と新商品開発・新規販路開拓と合わせて、環境変化に適応した新しいビジネスの開発に取り組みます。生産機能面では、埼玉県入間市に建設中の武蔵工場の竣工・稼動により増産体制を確立させることで、中華まんビジネスの競争力強化を図ります。同時に、事業の成長戦略に沿った生産再編を推進させ、収益体質の改善や組織・機能の効率化を進め、成長に向けた戦略・施策の実行の迅速化を図ります。さらに、ワークライフバランスを踏まえた働き方改革や意識改革、制度改革を推進することで、企業活動の基盤となる人材の育成に取り組み、働く人と企業がともに成長・挑戦できる企業風土の醸成を進めます。

これらの取組みを通じて、経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」の具現化を目指し、企業としての社会的責任を果たしていきます。

イ. コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取組み

(ア) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社では、コーポレートガバナンス体制として、監査役会設置会社制度を採用し、経営の監査機能を果たしております。また、平成28年6月より社外取締役を2名体制とし、「取締役会」の助言・監督機能の強化を図っております。

「取締役会」では、経営戦略および重要な業務執行に関する決定を行うとともに、代表取締役社長ならびに業務執行取締役の業務執行に関する監督を行っております。また、迅速かつ適正な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入し、権限委譲による業務執行機能のスピードアップと情報の共有化を図るため、「執行役員会」を設置しております。さらに、業務執行取締役で構成する「経営会議」を開催し、経営の重要案件について審議しております。

当社は、このような業務執行機能の強化と経営監視機能の充実を図り、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等ステークホルダーに対する責任を踏まえ、企業として持続的成長と企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンスの基本的な考えであります「透明性のある経営」「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めております。

(イ) 内部統制システムの整備に向けた取組み

会社法改正に対応し、当社「取締役会」において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議しました。整備状況の具体的内容につきましては、職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底しています。また、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス研修を継続的に実施しています。さらに、内部通報制度として「ヘルプライン制度」を運用し、内部統制システムの強化を図っています。

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告しています。また、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築しています。さらに、監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しています。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため、役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年5月24日開催の「取締役会」において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決議し、平成29年6月29日開催の当社第96回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社「取締役会」の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社「取締役会」の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社「取締役会」は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社「取締役会」に提供することを要請し、当該情報の受領完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社「取締役会」としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、当社「取締役会」の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付ルールを順守した場合は、当社「取締役会」は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、原則として対抗措置は講じません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社「取締役会」は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社「取締役会」が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される「独立委員会」へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される「取締役会」によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（「取締役会」の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。
また、比率等は表示桁未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,410,607	流動負債	5,517,094
現金及び預金	1,635,841	買掛金	1,468,283
受取手形	1,586	リース債務	50,227
売掛金	4,500,734	未払金	2,488,462
有価証券	1,500,000	未払費用	513,656
製成品	1,469,730	未払法人税等	199,961
半成品	17,112	未払事業所税	24,628
仕掛品	33,096	未払消費税等	110,126
原材料	985,737	預り金	49,124
貯蔵品	225,472	前受収益	18,922
前払費用	153	賞与引当金	593,704
前払税金資産	167,407	固定負債	11,900,784
繰延税金資産	309,585	長期借入金	2,300,000
未収収益	56,233	リース債務	112,336
未収入金	151,539	長期未払金	83,676
仮貸倒引当金	358,256	繰延税金負債	2,853,554
	△1,873	退職給付に係る負債	5,966,162
固定資産	32,232,816	資産除去債務	73,441
有形固定資産	25,554,724	保証金	501,064
建物	4,888,282	役員退職慰労未払金	10,551
構築物	108,750	負債合計	17,417,878
機械及び装置	2,493,654	純資産の部	
車両運搬具	2,007	株主資本	25,683,460
工具器具及び備品	207,463	資本金	7,469,402
土地	13,179,190	資本剰余金	8,170,223
リース資産	152,751	利益剰余金	10,103,489
建設仮勘定	4,522,627	自己株式	△59,654
無形固定資産	258,091	その他の包括利益累計額	542,085
ソフトウェア	107,053	その他有価証券評価差額金	1,738,100
電話加入権	23,209	退職給付に係る調整累計額	△1,196,015
公共施設利用権	93,175		
水道施設利用権	655		
ソフトウェア仮勘定	34,000		
投資その他の資産	6,420,001	純資産合計	26,225,546
投資有価証券	5,905,506	負債及び純資産合計	43,643,423
繰延税金資産	8,483		
長期未収入金	1,344		
長期前払費用	10,203		
その他の金	498,289		
仮貸倒引当金	△3,824		
資産合計	43,643,423		

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		41,357,828
売上原価		24,758,335
売上総利益		16,599,493
販売費及び一般管理費		15,762,029
営業利益		837,464
営業外収益		
受取利息	1,676	
受取配当金	129,325	
雑収入	37,621	168,621
営業外費用		
支払利息	10,843	
為替差損	2,528	
雑損失	20,084	33,455
経常利益		972,630
特別利益		
投資有価証券売却益	167,157	167,157
特別損失		
固定資産除売却損	24,964	
減損損失	60,086	
投資有価証券評価損	71,452	
たな卸資産廃棄損	64,586	221,087
税金等調整前当期純利益		918,699
法人税、住民税及び事業税	153,466	
法人税等調整額	35,629	189,095
当期純利益		729,605
親会社株主に帰属する当期純利益		729,605

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年4月1日残高	7,469,402	8,142,885	10,056,072	△182,509	25,485,851
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△682,188		△682,188
親会社株主に帰属する当期純利益			729,605		729,605
自己株式の取得				△4,016	△4,016
自己株式の処分		27,337		126,871	154,209
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額					
当連結会計年度中の変動額合計	-	27,337	47,417	122,855	197,609
平成30年3月31日残高	7,469,402	8,170,223	10,103,489	△59,654	25,683,460

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成29年4月1日残高	1,772,259	△1,523,027	249,232	25,735,083
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△682,188
親会社株主に帰属する当期純利益				729,605
自己株式の取得				△4,016
自己株式の処分				154,209
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額	△34,159	327,012	292,853	292,853
当連結会計年度中の変動額合計	△34,159	327,012	292,853	490,463
平成30年3月31日残高	1,738,100	△1,196,015	542,085	26,225,546

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 連結の範囲に関する事項 | <p>子会社はすべて連結しております。連結子会社は㈱エヌエーシーシステムの1社であります。当連結会計年度において、清算終了により、黒光製菓㈱を連結子会社から外しております。</p> <p>持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。</p> <p>持分法を適用していない関連会社の名称 山東豊龍食品有限公司</p> <p>持分法を適用していない理由</p> <p>持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため、持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>連結子会社の決算日は、すべて連結決算日（3月31日）と同一であります。</p> |
| (2) 持分法の適用に関する事項 | |
| (3) 連結子会社の事業年度に関する事項 | |
| (4) 会計方針に関する事項 | |
| ア. 重要な資産の評価基準及び評価方法 | |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | <p>決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。</p> <p>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> |
| 時価のないもの | <p>移動平均法による原価法を採用しております。</p> |
| たな卸資産 | <p>主として、総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。</p> |
| イ. 重要な減価償却資産の減価償却の方法 | |
| 有形固定資産（リース資産を除く） | <p>定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。</p> <p>なお、連結子会社㈱エヌエーシーシステムは定額法を採用しております。</p> |
| 無形固定資産 | <p>定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> |
| リース資産 | <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。</p> |
| 長期前払費用 | <p>均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> |
| ウ. 重要な引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | <p>債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> |
| 賞与引当金 | <p>従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> |

工. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理をしております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 19,793,443千円

3. 連結損益計算書に関する注記

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分・用途	種 類	金 額
菓子事業（販売店舗）	工具器具及び備品	793千円
	計	793千円
食品事業（飲食店舗）	建 物	49,226千円
	機 械 及 び 装 置	6,019千円
	工具器具及び備品	4,047千円
	計	59,292千円
合 計		60,086千円

当社資産のグルーピングは、食品事業の飲食店舗とその他事業のスポーツクラブについては、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、上記以外の事業については事業区分をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の菓子事業（販売店舗）及び食品事業（飲食店舗）については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 5,976,205株

(2) 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	682,188	115.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した、従業員持株会信託口に対する配当金を含めておりません。これは、従業員持株会信託口が保有する当社株式を自己株式と認識しているためであります。

イ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	506,792	85.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画や季節的変動に対応するため、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資については、規程に則り安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブについては、当期取引はありませんが、投機的な取引は行わない方針であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、格付けの高い債券や金銭信託等及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、ほとんどが月末締め翌月末支払であります。借入金及びファイナンス・リース取引に関するリース債務は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であり、このうち一部については、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

ウ. 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権については、各営業部署が主な取引先の状況を定期的に調査するとともに、常時営業活動を通じ情報の収集に努め、各取引先ごとの期日及び残高を確認し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。余資として運用している債券等は、有価証券管理規程に従い、格付けの高い商品のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

当連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表計上額により表わされております。

(イ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループにおける輸入原材料等の支払は、商社への円建てによる決済を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

当社グループは、予算(売上計画、設備投資計画等)に基づき、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、余資運用の償還期日管理、流動比率等を勘案することにより、流動性リスクを管理しております。

エ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

オ. 信用リスクの集中

当連結決算日現在における営業債権のうち、27.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,635,841	1,635,841	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,502,320		
貸倒引当金(※)	△1,816		
	4,500,504	4,500,504	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	7,225,292	7,225,292	－
(4) 未収入金	151,539	151,539	－
資産計	13,513,176	13,513,176	－
(1) 買掛金	1,468,283	1,468,283	－
(2) 長期借入金	2,300,000	2,268,917	△31,083
(3) リース債務	162,563	161,297	△1,266
(4) 未払金	2,488,462	2,488,462	－
負債計	6,419,308	6,386,959	△32,349

(※) 受取手形及び売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は主として取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 長期借入金
 長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (3) リース債務
 リース債務のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、長期のリース債務については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等 (※1)	180,214
保証金 (※2)	501,064

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	1,635,841	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,502,320	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,500,000	—	30,402	—
合計	7,638,161	—	30,402	—

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	—	800,000	1,500,000	—	—	—
リース債務	50,227	37,788	25,015	17,694	16,972	14,868
合計	50,227	837,788	1,525,015	17,694	16,972	14,868

6. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当中村屋グループが不動産賃貸借契約を締結している店舗施設の原状回復義務

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当連結会計年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	218,512千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,500千円
時の経過による調整額	917千円
資産除去債務の履行による減少額	△147,488千円
期末残高	73,441千円

7. 賃貸等不動産に関する注記

当中村屋グループでは、東京都において商業ビル(土地を含む)を有しております。商業ビルの一部については、自社の店舗として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

平成30年3月期における賃貸等として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は187,686千円であり、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、自社が使用している部分の賃貸収益は計上されておらず、当該不動産に関わる費用も含まれておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

連結貸借対照表計上額				連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	10,377,040千円	△135,593千円	10,241,447千円	12,300,000千円

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

時価は、不動産鑑定士が算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,398円59銭
1株当たり当期純利益金額	122円74銭

9. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,317,793	流動負債	5,406,312
現金及び預金	1,558,940	買掛金	1,439,952
受取手形	1,586	買掛金	31,757
有価証券	4,484,788	未払金	2,479,830
半製品	1,500,000	未払費用	508,706
仕掛材	1,466,558	未払法人税等	191,688
原材料	17,112	未払事業費	18,014
貯蔵品	33,096	未払消費税	103,488
前払費用	985,737	前受り	44,537
繰延税金資産	225,472	賞与引当金	33
未収収益	153	固定負債	588,308
短期貸付	136,225	長期借入金	2,300,000
仮倒引当金	304,068	長期未払金	45,256
	56,233	繰延税金負債	83,676
	40,000	退職給付引当金	3,376,842
	151,459	資産除去債務	4,220,588
	358,256	保役員退職慰労未払金	38,276
	△1,889		500,400
固定資産	31,872,559	負債合計	15,981,900
有形固定資産	25,321,954	純資産の部	
建物	4,763,405	株主資本	25,470,352
構築物	107,359	資本金	7,469,402
機械及び装置	2,491,874	資本剰余金	8,170,223
車両運搬具	2,007	資本準備金	6,481,558
工具器具及び備品	181,992	その他資本剰余金	1,688,664
土地	13,179,190	利益剰余金	9,890,381
リース資産	73,501	その他利益剰余金	9,890,381
建設仮勘定	4,522,627	圧縮特別勘定積立金	1,781,471
無形固定資産	257,951	固定資産圧縮積立金	1,839,651
ソフトウェア	106,912	別途積立金	5,204,932
電話加入権	23,209	繰越利益剰余金	1,064,326
公共施設利用権	93,175	自己株式	△59,654
水道施設利用権	655	評価・換算差額等	1,738,100
ソフトウェア仮勘定	34,000	その他有価証券評価差額金	1,738,100
投資その他の資産	6,292,655	純資産合計	27,208,452
投資有価証券	5,905,506	負債及び純資産合計	43,190,353
関係会社株	39,311		
長期未収金	1,344		
長期前払費用	4,230		
その他の	346,088		
仮倒引当金	△3,824		
資産合計	43,190,353		

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,328,239
売 上 原 価		23,844,311
売 上 総 利 益		16,483,928
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,718,754
営 業 利 益		765,174
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,266	
受 取 配 当 金	129,325	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	131	
雑 収 入	34,343	166,065
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,757	
為 替 差 損	2,528	
雑 損 失	16,514	29,799
経 常 利 益		901,440
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	167,157	167,157
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14,260	
減 損 損 失	60,086	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	71,452	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	64,586	
関 係 会 社 整 理 損	452	210,835
税 引 前 当 期 純 利 益		857,762
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	130,668	
法 人 税 等 調 整 額	45,433	176,101
当 期 純 利 益		681,661

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				
平成29年4月1日残高	7,469,402	6,481,558	1,661,327	8,142,885	9,890,907	△182,509	25,320,686	1,772,259	27,092,945
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰余金の配当					△682,188		△682,188		△682,188
当期純利益					681,661		681,661		681,661
圧縮特別勘定積立金の取崩					－		－		－
固定資産圧縮積立金の積立					－		－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					－		－		－
自己株式の取得						△4,016	△4,016		△4,016
自己株式の処分			27,337	27,337		126,871	154,209		154,209
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額								△34,159	△34,159
当事業年度中の変動額合計	－	－	27,337	27,337	△527	122,855	149,666	△34,159	115,507
平成30年3月31日残高	7,469,402	6,481,558	1,688,664	8,170,223	9,890,381	△59,654	25,470,352	1,738,100	27,208,452

(注) その他利益剰余金の内訳

	その他利益剰余金				
	圧縮特別勘定積立金	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
平成29年4月1日残高	2,222,558	1,406,085	5,204,932	1,057,332	9,890,907
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰余金の配当				△682,188	△682,188
当期純利益				681,661	681,661
圧縮特別勘定積立金の取崩	△441,087			441,087	－
固定資産圧縮積立金の積立		441,087		△441,087	－
固定資産圧縮積立金の取崩		△7,521		7,521	－
当事業年度中の変動額合計	△441,087	433,566	－	6,994	△527
平成30年3月31日残高	1,781,471	1,839,651	5,204,932	1,064,326	9,890,381

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式
 其他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異の費用処理方法)

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記
- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 18,711,884千円 |
| (2) 関係会社に対する債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 40,331千円 |
| 短期金銭債務 | 700千円 |

3. 損益計算書に関する注記
- | | |
|---------------|---------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 421千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 6,765千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 591千円 |

(2) 減損損失

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分・用途	種類	金額
菓子事業（販売店舗）	工具器具及び備品	793千円
	計	793千円
食品事業（飲食店舗）	建物	49,226千円
	機械及び装置	6,019千円
	工具器具及び備品	4,047千円
	計	59,292千円
合計		60,086千円

当社資産のグルーピングは、食品事業の飲食店舗については各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、上記以外の事業については、事業区分をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の菓子事業（販売店舗）及び食品事業（飲食店舗）については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記
- | | |
|------------------------|---------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 13,942株 |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金限度超過額	180,140千円
退職給付引当金限度超過額	1,330,776
一括償却資産限度超過額	20,309
未払事業税	36,800
その他有価証券評価差額金	288
減損損失	129,500
投資有価証券評価損	32,682
その他	178,782
繰延税金資産小計	1,909,278
評価性引当額	△181,994
繰延税金資産合計	1,727,284
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△811,907
圧縮特別勘定積立金	△786,230
その他有価証券評価差額金	△752,032
固定資産評価替差額金	△2,419,083
その他	△30,805
繰延税金負債合計	△4,800,058
繰延税金資産の純額	△3,072,774

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1)リース資産の内容

主として、コンピュータネットワーク構築に伴う機器類等（有形固定資産）であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗施設の原状回復義務

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	185,058千円
時の経過による調整額	707千円
資産除去債務の履行による減少額	△147,488千円
期末残高	38,276千円

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 4,563円44銭

1株当たり当期純利益金額 114円68銭

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

10. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社 中 村 屋
取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 高 砂 晋 平 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 豊 毅 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中村屋の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社 中 村 屋
取締役 会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高 砂 晋 平 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 佐 藤 豊 毅 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村屋の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査実施計画を決議し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び至誠清新監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについても、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

株式会社中村屋	監査役会			
常勤監査役	本 間	忠	男	㊟
常勤監査役	二本松		壽	㊟
社外監査役	原	秋	彦	㊟
社外監査役	藤 本		聡	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化ならびに今後の事業展開などを勘案するとともに株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を考慮の上、普通配当として1株につき85円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金85円 総額506,792,355円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

以 上

第97回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル 3階コスモスホール
電話03 - 3265 - 8211



※当日御来場の際は、「プリンス通り側」の入口を御利用ください。

交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線「麹町駅」麹町方面出口1より徒歩4分

→出口1は、エレベーターが設置されています。

東京メトロ 南北線「永田町駅」

紀尾井町方面出口9a出口9bより徒歩3分

→出口9aは、エスカレーターが設置されています。出口9bは、地上まで長い階段があります。

東京メトロ 有楽町線、半蔵門線「永田町駅」出口5より徒歩4分

→出口5は、エスカレーターが設置されています。

「永田町駅」から会場への途中に坂があります。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。